平成２５年（フ）第９０７８号
東京都板橋区富士見町20―10―105
債務者　小川　國男
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１１２号
東京都西東京市谷戸町２丁目12―７―601
債務者　中山　賢一（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１１５号
東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目１―22―302
債務者　小池　久司
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１２９号
千葉県千葉市中央区白旗２丁目14―10　アウローラ蘇我Ｂ号
債務者　作田　喜仁
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１５０号
東京都足立区中央本町３丁目13―１―303
債務者　櫻井　雅惠
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１５２号
東京都目黒区碑文谷６丁目４―３
債務者　松田　拓人
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１５６号
東京都調布市上石原３丁目43―15―101
債務者　岩切　浩二
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１６１号
東京都西東京市田無町４丁目16―13―301
債務者　都　　永杰
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１６２号
東京都西東京市田無町４丁目16―13―301
債務者　都　　温子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１６８号
神奈川県横浜市港北区大曽根３丁目13―２―422
債務者　皆巳　　翔
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１６９号
千葉県市原市若宮１丁目20―25
債務者　高橋真理子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１９９号
東京都世田谷区松原１丁目58―21―102
債務者　村上　久子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２０５号
東京都中野区沼袋２丁目39―14　サンシャインＶ403
債務者　柳川　晶子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２０８号
東京都大田区大森北３丁目33―24　メゾン大森北３―202
債務者　森井伊知郎
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２０９号
東京都葛飾区亀有５丁目53―11―206
債務者　吉野　光惠（旧姓寺山）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部